

宇治市社会福祉協議会 広報刊行物「社協だより」有料広告掲載に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人宇治市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の財源確保及び企業・事業所等(以下「企業等」)の社会貢献活動の活性化を図るため、本会が発行する広報紙『社協だより』(以下「社協だより」という。)への企業等の有料広告(以下「広告」という。)掲載及び、その掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第2条 社協だよりに広告を掲載することができる企業等は、宇治市内に事業所等を有する企業及び、宇治市民の暮らしに関わるサービス又は商品等を扱う企業等とする。

(広告掲載の範囲)

第3条 広報に掲載ができる広告は、公共性及び公益性の高いものであって、宇治市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長する恐れのあるもの
- (4) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝に類するもの
- (6) 本会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (7) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広報に掲載する広告として適当でないと本会会長が認めるもの

(広告掲載の基準)

第4条 広報への広告掲載の基準については、別に定める「掲載基準表」の通りとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広報への広告掲載の募集は、社協だより及び本会ホームページ、本会の発信するSNS等により行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広報へ広告の掲載をしようとするもの(以下「申込者」という。)は、第4条に定める基準により、広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて本会会長に提出するものとする。

2 前項による申し込みの際は、本会会長は必要に応じて業務内容がわかる書類等の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第7条 本会会長は、前条の申込書を受理したときは、その内容の審査を行い掲載の可否を決定し、広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

- 2 社協だよりに広告を掲載する場合は、法人の性格上、宇治市民の福祉向上及び公共性の高いものを優先させることとし、その優先順位は次のとおりとする。
- (1) 地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
 - (2) 私企業のうち、公共的性格を有する企業で、市内に事業所等を有するもの
 - (3) (1) 及び(2) に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、市内に事業所等を有するもの
 - (4) その他、掲載する広告として妥当であると会長が認めるもの
- 3 本会会長は、広告案を審査した場合において、必要があると認められるときは申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第8条 前条第1項の規定により広告掲載を認められたもの(以下「広告主」という。)は、広報に広告が掲載された月の次月末日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第9条 本会会長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合
- (2) 広告主又は広告内容を不相当と判断した場合

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は本会会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年5月15日から施行する。

別表（第4条関係）

掲載基準表	サイズ	料金 (1回あたり/税抜き価格)	
		本会会員	会員外
基本枠	縦 60 mm×横 50 mm	10,000 円	15,000 円
大 枠	縦 60 mm×横 100 mm	20,000 円	30,000 円

注意事項

- 一回の発行につき掲載することのできる枠数は、広報の記事数などにより変動する。

次にあげる業種、事業者は、掲載はしない。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に掲げる風俗営業及びそれに類似する業種、事業者
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して自動を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介業に関する業種、事業者
- (4) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）で、連鎖販売取引と規定される業種及び、通信販売又は訪問販売を行う事業者（特定商取引に関する法律第 30 条に規定する通信販売協会に加入している事業所を除く。）
- (5) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など利殖を目的とした投資・投機のおっせん、勧誘、募集等をもつぱら行う事業者
- (6) 興信所、探偵社、身元調査等の業種
- (7) ギャンブルに関する業種
- (8) 法律に定めのない医業類似行為を行う事業者
- (9) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (10) 各種法令に違反している事業者
- (11) 占い、運勢判断に関する業種
- (12) 債権の取り立て、示談の引き受け等に関する業種
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (14) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) その他本会の社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

